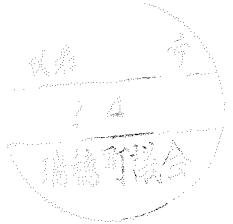


様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書



令和 2 年 4 月 7 日

瑞穂町議会議長

古 宮 郁 夫 様

議員名 村 上 嘉 男

令和 元 年度政務活動費について、次のとおり収支報告します。

1 収 入 (政務活動費交付額 金 100,000 円)

2 支 出 (政務活動費支出額 金 160,251 円)

3 添 付 書 類 支出に係る領収書等の証拠書類

## 令和元年度 政務活動費 収支報告書

議員名： 村上嘉男

### 1 収 入

| 項目        | 金額        | 説明    |
|-----------|-----------|-------|
| 政務活動費 (①) | 100,000 円 | 当初交付金 |

### 2 支 出

| 項目     | 金額 ※1     | 説明     |
|--------|-----------|--------|
| 調査研究費  | 80,739 円  |        |
| 研修費    | 円         |        |
| 広報・広聴費 | 円         | 支出内訳参照 |
| 資料作成費  | 5,000 円   |        |
| 資料購入費  | 74,512 円  |        |
| 合計     | 160,251 円 |        |

|            |            |
|------------|------------|
| 差引金額 (①-②) | △ 60,251 円 |
|------------|------------|

※1 使途項目ごとに集計の上記載してください。

※2 差引金額に残余が生じた場合は、この金額を返還してください。  
(差引金額が△ (マイナス) の場合は返還の必要はありません。)

支出内訳

# 視察報告書

【自民新政会視察調査団】

議員名： 村上 嘉男

1. 期間： 令和2年1月15日（水）～ 1月17日（金）

2. 参加者： 小山典男、村上嘉男、森 亘、石川修、村山正利、古宮郁夫、  
山崎 栄、下澤章夫、香取幸子（以上、自民新政会所属）

## 3. 視察先及び視察項目

| 都道府県名   | 市町村名・施設名 | 視察項目            |
|---------|----------|-----------------|
| [1] 大分県 | 国東市      | 議会改革について        |
| [2] 大分県 | 宇佐市      | コミュニティバスの運行について |
| [3] 福岡県 | 新宮町      | 産・官・学の連携について    |

## 4 視察報告

### （1）選定理由

- [1] 国東市議会：タブレット端末導入によりペーパーレス化を実施。常任の予算決算委員会や政策協議会・政策研究会等を設置し、柔軟な組織運営により議会の活性化を図っている改革先進の議会である。そこで、改革に至った経緯や経過、ペーパーレス化の費用対効果などを調査研究し、現在、我が瑞穂町議会が推進する議会改革の参考とする。
- [2] 宇佐市：福祉バスの運行をコミュニティバスへと切り替えた経緯があり、バス会社だけでなく、タクシー会社にも業務を委託している。また、実態調査やフリー乗車区間を設けるなどして、利便性の向上と利用者増加を図っている。そこで、市の取り組みを調査見聞し、瑞穂町の地域公共交通の今後のあり方について参考とする。
- [3] 新宮町：福岡工業大学と包括的連携に関する協定を締結し、まちづくりやボランティア活動、ICT 教育の実践など、官・学の連携に積極的に取り組んでいる。また、産・官連携では、多くの企業がイベント等で協賛し、賑わいを創出している。そこで、大学と連携が、地域活性化やまちづくり、人材育成や学術の振興にどのように寄与し、産・官・学の連携となるかを調査見聞し、わが町の活性化に向けた取り組みの参考とする。

## 5. 視察内容一 [1]

### [1] 大分県国東市

#### 《議会改革への要因と経過》

- ①平成18年3月31日に東国東郡国見町、国東町、武蔵町、安岐町の4町が合併し「国東市」が誕生し現在に至る。5,000人から15,000人の町からなる合併であった。また、合併特例法によらず、新設合併としたため、設置選挙により旧来構成していた50人を超す議員を26人に減員した（現在は18名）。しかしながら、旧町の議会にはそれぞれの運営があり、国東市議会としての統一した運営が求められた。
- ②国東市の合併当初の経常収支比率は101%を超えており、何よりも優先して行財政改革が必要であった、この対応に4年間を費やした。
- ③議会では、「市民によく見える議会の実現」、「議会の活性化」、「議員の待遇の見直し」など議会改革の機運が高まり、議会基本条例の必要性が議論され、実現のために「議会改革特別委員会」を平成22年第2回臨時会（選挙後初議会）において、全会一致で設置した。平成25年第1回定例会で議会基本条例を提案、可決され同4月から施工となった。
- ④「議会改革特別委員会」は平成22年5月～平成25年12月までに計43回開催。
- ⑤平成26年の議會議員選挙後に「議会活性化特別委員会」が設置され、平成26年5月～平成30年1月までに計40回開催。

#### 《主な改革》

##### I. [タブレット端末導入によるペーパーレス化]

###### ①導入経緯

- ・議会活性化特別委員会が、平成27年度に伊賀市、平成28年度に町田市のタブレット端末による議会運営の先進的な取り組みについて行政視察を行った。
- ・視察結果を受けて、平成29年度から具体的なタブレット端末導入の準備を進め、総務課や財政課との事務すり合わせや予算措置等の協議を経て、平成30年9月定例会から導入することとなった。

###### ②予算措置等

- 初年度（平成30年度）導入経費として506万2千円
  - 内訳=タブレット端末70台（議会25・執行部45台）  
=タブレット付属アクセサリー（iPadペンシル68本）  
=タブレット通信料の7カ月分。\*Wi-Fi環境構築業務委託料を含む。
- 年間経費等のみ込み
  - 令和元年度 598万9千円 ⇒ 2年度 579万円 ⇒ 3年度 556万3千円
  - 令和4年度にタブレット端末更新予定。

###### ③導入効果

- ・紙での資料を配布するがなくなるので、用紙の使用量を減らすことや配布の手間が無くなることで、コストダウンが図れる。
- ・資料の更新、差替えが瞬時に行え、資料をクラウドに置くことで、いつでもどこからでも閲覧、調査ができる。
- ・白黒が基本で印刷した資料が、タブレットにより画像やグラフなど全てカラーで確認でき、視認性の向上が得られる。
- ・執行部や議員の説明の際に、説明者の話の内容に合わせて、ペアリング機能により

同じものを表示させることができるので、理解度がより深まる。

- ・議員同士の連絡、議会事務局や行政からの連絡が簡単かつ効率的になった。
- ・議会事務局、行政当局の職員とともに、他の業務に時間を割けるために残業時間の削減効果が期待出来る。
- ・端末の認証機能、IDごとのファイル閲覧権限などセキュリティ対策がしっかりと行われている。
- ・資料の置忘れや紛失リスクの低減。

#### ④問題点

- ・タブレット端末の操作が得意・不得意な議員に分かれ、個人スキルに差が生じる。
- ・異なる資料を同時に閲覧する場合に例えば、タブレット端末による議長口述書と議案書の同時閲覧で課題がある。

## II. [政策協議会・政策研究会の設置]

#### ①設置経緯

- ・議会では、国東市議会基本条例第2条（議会の活動原則）に基づき、議会が政策立案・提言に繋げていくための政策形成機能を充実・強化することを目的として、同条例第13条に（議会機能の強化）を追加し、平成27年6月25日に「国東市議会政策協議会を設置した。

平成26年11月に市内4ヶ所で開催した「議会報告会」及び平成27年2月23日から3月5日にかけて市内12ヶ所で開催した人口減少問題をテーマとした「市民との意見交換会」での意見を議会活性化委員会が集約し、人口減少問題について研究課題が提供されたことに伴い、平成27年7月3日に「国東市議会政策研究会」が設置された。

#### ②組織・任務

- ・協議会は議長の指名により、副議長、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長研究会会长の6名で組織する。

議長から諮問された課題について、政策研究会への諮問を判断し、議長に報告する。

政策研究会から提出された調査報告書を協議し、議長に答申する。

- ・研究会は、議長を除く全議員で組織する。

議長から諮問された事項について調査・研究を行う。調査研究の結果を政策協議会に報告する。

\*研究会設置規定には、第6条において調査・研究に要する費用は、議長から諮問された事項についてのみ公費から支出されるものとし、予算の範囲内とする。とあるが、口頭説明では、実際には予算付けが無く、調査に伴う行政視察などの費用は、それぞれの会派の政務活動費を使用しているとのことであった

\*次項に国東市議会資料による、「政策協議会・制作研究会の設置フロー図」を示す。

## III. [常任の予算決算委員会設置]

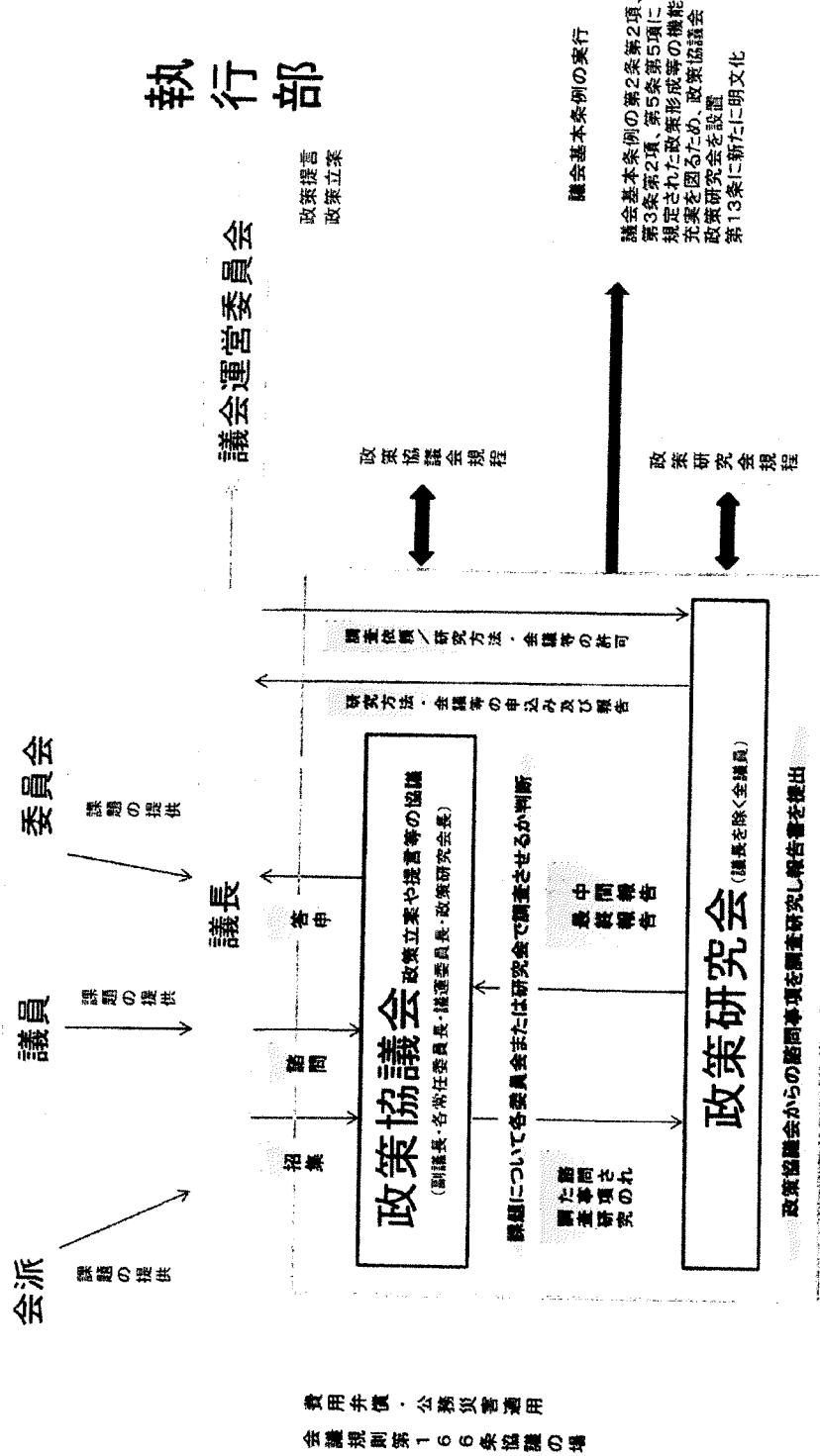
#### ①設置経緯

- ・平成29年3月定例会から予算決算常任委員会を設置。それまでの分割審査のは是正。

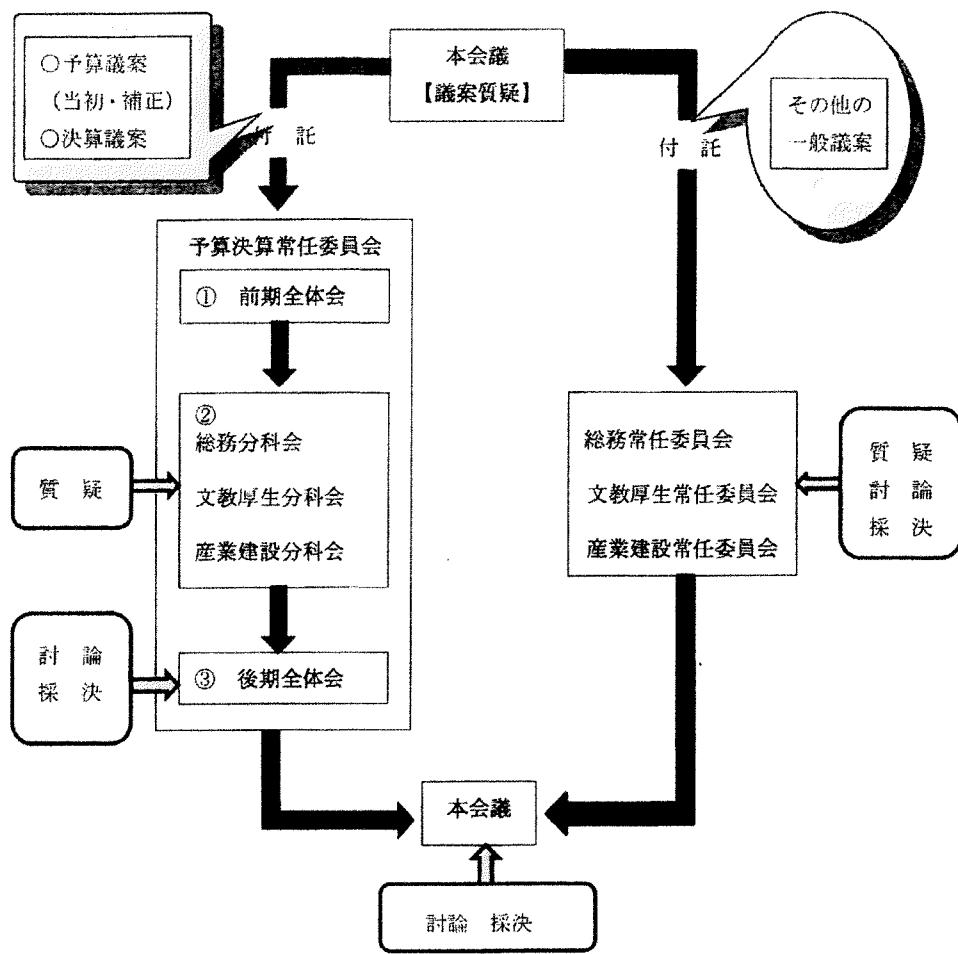
#### ②設置効果と問題点 (\*イメージ図は国東市議会資料を掲示)

- ・議案一体の原則に合致しない分割付託の回避。地方自治法109条=予算は不可分あって、委員会としての最終的審査は1つの委員会において行うべく、2以上の委員会で分割審査すべきものではない。その他は5ページのイメージ図で示す。

政策協議会・政策研究会の設置フロー一覧



## 予算決算常任委員会 イメージ図



### ◎メリット

- 1 分割付託の違法性の解消ができる。(実質的には分割付託と同じ。)
- 2 予算と決算との連動性や詳細な審査が可能となる。
- 3 予算の修正が可能。(現状では補正予算の修正が困難。)
- 4 当初予算と決算の審査が常任委員会単位となるので自由な質疑が可能。

### ◎デメリット

- 1 会期日数が長くなる。

## 《所見・提言》

### (所見)

我が瑞穂町議会でも令和元年6月議会で議会活性化特別委員会を設置し、町民によく見える議会を目指し、調査研究とともに議論を尽くしているところである。視察では主に予算決算常任委員会・議会のペーパーレス化・政策立案提言などについて意見交換をし、瑞穂町議会にとって大いに参考となる研修であったと考える。

特にペーパーレスについては、町側と共通のシステム導入により、文書管理など運営の効率化が一層進み、議会機能の充実・向上に繋がるものと感じた。また、政策立案・提言に繋げる政策協議会・政策研究会の設置フローは議会・委員会・議員の役割が明確で、安定した政策形成機能となっていた。グループ分けによる深い調査は、確かな裏付けに基づいた提言となるなど、フロー図とともに大いに参考となった。今後、我が議会でも検討すべきと思う。

### (提言)

#### 1、タブレット端末の導入について。

- 議員間の情報共有や議会機能の充実にタブレットの導入は急務である。
- 環境負荷の低減にも寄与することになる。
- 文書管理の効率化は事務局・議員の本来の実務への時間を増幅させる。
- 町側と共通のシステム導入は効率化を一層進めることとなり、町側の理解を求める。

#### 2、政策協議会・政策研究会について。

- 政策協議会・政策研究会の設置は、政策提言にあたって大変有用な組織体であり、進行中の議会活性化特別委員会での協議事項として取り組むことを見守る。

現在多くの議会でタブレット端末の導入・検討が進んでいる。文書保存・管理並びに議会運営の効率化が図れるとともに災害時での情報収集や緊急連絡など様々な活用が期待できる。技術的に可能であれば町のシステムとリンクした導入を図りたい。

## 7. 視察内容 [2]

### [2] 大分県宇佐市

#### 《福祉バスからコミュニティバスへの移行経緯》

- ①平成17年3月31日に「旧・宇佐市」「安心院町」「院内町」の1市2町が合併し現在の新しい「宇佐市」が誕生した。行政面積は439.12km<sup>2</sup>（南北30km、東西20km、標高差1,000m）と広大で人口は60,809人となった。
- ②「旧・宇佐市（178.33km<sup>2</sup>）」ではへき地患者輸送経費補助事業として、輸送業務を市独自で実施。職員による運行からバス会社へ委託して行っていた（指定地域の住民を市街地の病院へ・無料）。地域毎に週1回1往復。
- ③「安心院町（147.17km<sup>2</sup>）」では通院福祉バス運行事業として、バス会社へ委託。道路事情により、一部は自治体車両・職員で対応していた。指定地域の70歳以上の住

- 民または障がい者を市街地の病院へ、地域毎に週1回1往復・無料。
- ④「院内町（113.62km<sup>2</sup>）」も通院福祉バス運行事業として運行。地域毎に週1回1往復・無料。
- ⑤平成17年度は②～④を継続し平成18年7月より、宇佐市コミュニティバスを1年間は実証実験として運行を開始、運賃は100円で各地域に週2日1往復、利用制限なし。

#### 《最近の運行内容と経費の推移》

|         | 平成28年度      | 平成29年度    | 平成30年度    |
|---------|-------------|-----------|-----------|
| 系統数     | 32系統        | 32系統      | 32系統+実証1  |
| 年間利用者数  | 26,739人     | 24,555人   | 22,000人   |
| 市負担額    | 3,001万8千円／年 | 3,167万4千円 | 3,350万9千円 |
| 1人当運行経費 | 1,221円／人    | 1,386円    | 1,617円    |

#### 《公共交通を取り巻く環境》

- ①市内の交通網は拡大・維持しているが、利用者は年々減少している。
- ②運行経費は増加傾向にあり、公共交通の置かれる立場は一層厳しくなっている。
- ③運転手のなり手不足・高齢者化による退職など慢性的な扱い手不足は解消できず、令和元年度をもって多くの民間バス路線を廃止・減便せざるを得ない状況。
- ④バス会社へ委託できる系統数も減少。併せてタクシー会社の運転手も十分とは言えない。

#### 《コミュニティバスの運行と再編》

| 期 日       | 系 統                                | 運 行 数                |
|-----------|------------------------------------|----------------------|
| 令和元年9月末まで | 32系統+実証1<br>内訳：タクシー20系統<br>バス 13系統 | 週2日1往復<br>を基本として運行   |
| 令和元年10月より | 28系統<br>内訳：タクシー25系統<br>バス 3系統      | 週2日1.5往復<br>を基本として運行 |

#### 《課 題》

- ①人口減少に歯止めがかからず、高齢化率の上昇も顕著であり運転手等の人材確保も困難となる情勢。

#### 《取り組み》

- ①住民からはサービス向上より現状のコミュニティバスの存続を望む声が強い。  
継続して地域ごとの実態調査を行い、結果に基づいて効率的な運行に努める。  
\*商工会青年部が買い物困難地域の方々への買い物サービス「愛の宅急便」を実施している。

#### 《所見・提言》

##### (所見)

宇佐市は行政面積が439km<sup>2</sup>で四日市地域に人口や商業施設・病院等が集中している。合併による福祉バスの再編でコミュニティバスへ移行したが、利用者は主に通院や買物利用者であり、実態として福祉バス的要素の運行であった。また、路線

バスが8路線運行しており、コミュニティバスはその交通空白地域を埋めていた。安全な区間に限定されるがフリー乗車などの工夫や交通空白地域の解消への取組み等公共交通のあり方を検討している我が町としても大いに参考となった。

今後、民間の路線バスやタクシー業者と協議を重ねながら、住民ニーズを満たす交通システム構築の必要性を強く感じた。

#### (提言)

##### 1、公共交通を「創り」「守り」「育てる」のは地域

- 地域レベルのサービス水準は直接出向き、調査することが大事である。
- サービス水準は地域で決めることが守り育てることにつながる。
- 多くの人の利用は公共交通を守り町民の定住にもつながる。

##### 2、公共交通づくりはお出かけの機会を拡げる投資である

- 赤字だから補助する論理ではなく町民の暮らしに使えるサービスを提供するための投資として、公共交通政策を考える。
- 公共交通は高齢者の引きこもり対策としても有用である。
- 地域産業の活性化やコミュニティの充実につながる
- 行政・事業者・地域の三位一体でお出かけを守る文化（パートナーシップ）を創ることが肝要である。

全ての人の要望に応える公共交通システムの構築は容易ではないが、プロセスにおいて地域の声を反映させることにより、システムへの理解は得られると考える。より地域に出向き実証と検証を繰り返し、より町民に寄り添ったシステムになることを求める。

## 9. 視察内容一 [3]

### [3] 福岡県新宮町

#### 《福岡工業大学との連携・協定の経緯と内容》

①新宮町は福岡工業大学にもっとも近い自治体で、多くの学生・教職員の生活の場となっている。今まで学生による地域防災・防犯活動・公園清掃への協力など、さまざまな相互協力をすすめてきた。今後、さらに連携事業を深め、双方の発展に寄与していくものとして推進していく。

また、包括的連携に関する協定書の、主な連携次項は「環境の保全及び防災・防犯対策の推進」「地域活性化及びまちづくり」「教育、文化及びスポーツの振興」「人材の育成や交流」であり、特に防災については、福岡工業大学が取り組む津波についての研究が、海に面する新宮町との連携によって、より発展的なものになると期待されるとあった。（視察資料）

#### 《協定の期間と連絡協議会》

①有効期間は第5条に「協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3月前までにいずれからも別段の申し出がない時は、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。」

②連携事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、連絡協議会を設置する。

\*協議会は協定第2条に掲げる連携事項について協議する。

\*庶務は、新宮町 総務課 及び福岡工業大学 大学・地域連携推進室において処理する。

#### 《連携事業と関連事項》

- ①令和元年度の連携協定第2条による連携協力事項は5項目の全てに及び、事業番号は27を数える。新宮町の関わる主管部署は9課に及んでいる。具体的には、夏休み地域寺子屋事業、新宮町子ども体験クラブ、新宮町サマーキャンプ事業などの資料提供を頂いた。  
②事業について、当初は大学側からの依頼が多かったが、現在は約8割が新宮町からの依頼で在り、職員からの事業改善のアイデアが出されて大学側に検討依頼する場合がある。特に公共事業に関連したシステムのプログラム作成など、工業大学という専門性を有効に活用していた。

③連携事業が全て成功している訳ではないが、担当課の意識は高く、関連する各課の連携も比較的に良好である。新たな事業に積極的に取り組もうとする意識も高いと思われる。

④事業費について、公費負担はほとんど発生しない。場合によっては企業からの協力金を得て実施する事もある。

⑤九州大学・九州産業大学とは協定は結んでいないが、連携している。

#### 《産・官の連携について》

##### ①第一次産業との連携（農業、林業、漁業）

- 農業協同組合等との連携
- 農区・機会利用組合への補助
- 認定農業者・オリーブ協会への支援
- 漁業協同組合への補助
- 玄海国定公園（楯の松原）の保全、他

##### ②第二次産業との連携（製造業、建設業、鉱業）

- 商工会への補助金（地域総合振興事業）
- 創業支援事業（近隣3自治体との共同事業）

##### ③第3次産業（小売業、サービス業、電気・ガス業等）

- 農産物販売所の指定管理業務委託

##### ④「まつり新宮」の開催・地域振興のための産業との連携

- 実行委員会のうち主催団体が、各役割を担う。参加は96団体ほど。
- 運営費は約600万円（町=285万円、企業・広告等の協賛76万円、商工会・JA粕屋・漁協が各10万円、他）

\*ふるさと納税での寄付額が毎年20億円（イチゴ・新商品）あり、農家の高齢者も活性化している。取り扱いについては、おもてなし協会（観光協会）に委託している。おもてなし協会の職員は2名で、現在、旅行代理店で勤務していた若者を公募で採用。新商品の開発や新規事業の開拓など、アイデアと積極性で行動している。

\*おもてなし協会（観光協会）は、新宮町に無かった旅行代理店を開業し、自主財源を得ている。さらに、来年度は日本版DMO法人（観光庁所管：観光地経営に戦略をもって取り組む法人）の取得を目指している。

#### 《所見・提言》

##### (所見)

瑞穂町でも今後、人口減少や高齢化などを要因に税収の減少や社会福祉費の増加などの行政課題が予想される。そのような課題を抱える中、行財政改革や広域連携

の取組みに加え、産官学連携の手法はより効果的な事業実施が可能となる。

そのような背景の中、新宮町の産官連携や官学連携の事例の研修はそれぞれの得る効果などが明確になった。今後、町の施策の提言をより質の高いものにするためにも研究の必要性を強く感じた。

#### (提言)

##### 1、 産官連携について

- 近年、企業の社会貢献は必須であり、町のイベントへの協賛が期待できる。
- 町は昼間人口が多く他市の人との交流でPRにつながる。
- 産業界との交流・意見交換は町の新しい地域活性化施策に寄与する。

##### 2、 官学連携について

- 学の専門的研究は主にシステムづくり推進につながる。
- 若い人の視線ほど、これから施策を検討するにあたり必要である。

都立農業高校の地場産による七色唐辛子などの開発と販売は官学連携の成果である。今後も更に連携強化に努めるべきと考える。また産業界との連携は町の活性化のためには必要不可欠であり、補助金だけでなくインフラ整備やルールづくりなどを推進しながら互いの得となる関係を強化すべきであると考える。

11. 旅 費

| 月 日          | 鉄道名 (乗車経路)・宿泊名称          | 鉄 路 円      | 特 急 円      | 飛行機 円       | 車両 (バス等) 円 | レンタカー (借上等) 円 | その他の 円 | 宿泊料 円       |
|--------------|--------------------------|------------|------------|-------------|------------|---------------|--------|-------------|
| 1月<br>15・17  | 飛行機 羽田一大分・福岡往復           |            |            | ①<br>36,580 |            |               |        |             |
| 1/15         | JR 箱根ヶ崎—羽田空港 (スイカ使用)     | 1,482      |            |             |            |               |        |             |
| 1/15<br>・ 16 | タクシー 大分空港—国東市役所          |            |            |             |            |               |        |             |
|              | タクシー 柳ヶ浦駅—宇佐ホテル          |            |            |             |            | 2,460         |        |             |
|              | タクシー 宇佐神宮—柳ヶ浦駅           |            |            |             |            |               |        |             |
| 1/15         | バス 国東市役所—杵築駅             |            |            |             | 1,250      |               |        |             |
| 1/15<br>・ 16 | JR 乗車券 杵築—柳ヶ浦・博多         | ②<br>3,190 |            |             |            |               |        |             |
| 1/15<br>・ 16 | JR 特急券 杵築—柳ヶ浦・博多         |            | ③<br>2,940 |             |            |               |        |             |
| 1/15         | 宇佐ホテルリバーサイド              |            |            |             |            |               |        | ④<br>14,575 |
| 1/16         | マースガーデンホテル博多             |            |            |             |            |               |        | ⑤<br>14,960 |
| 1/17         | JR 博多—新宮中央 (往復)          | ⑥560       |            |             |            |               |        |             |
| 1/17         | 地下鉄 博多—福岡空港 (スイカ使用)      | 260        |            |             |            |               |        |             |
| 1/17         | JR 羽田空港第2ビル—箱根ヶ崎 (スイカ使用) | 1,482      |            |             |            |               |        |             |
|              |                          |            |            |             |            |               |        |             |
| 小 計          |                          | 6,974      | 2,940      | 36, 580     | 3,710      | 0             | 0      | 29,535      |
|              |                          |            |            | 合 計         |            |               |        | 79,739      |

(1) 他. 交通費 : ガソリン代 ..... 0 円  
 有料道路通行料 ..... 0 円  
 駐車場代 ..... 0 円  
 計 ..... 0 円

|                 |       |          |
|-----------------|-------|----------|
| (2) 手数料 :       | ..... | 0 円      |
| (3) 保険料 :       | ..... | 0 円      |
| (4) 資料代 :       | ..... | 0 円      |
| (5) その他（旅費等手配）: | ..... | 1,000 円⑦ |

総合計 80,739 円

\*①～⑦の合計金額は￥73,805で、新国際メディアの領収証金額と一致し、その内容を示すものです。